



# 第五管区海上保安本部

## 海上保安庁（全国）の組織・体制

海上保安庁は、東京に本庁があり、全国を11の海上保安管区に分けて海上保安業務を行っています。それぞれの管区には、管区海上保安本部があり、その下には、各地に海上保安（監）部、海上保安航空基地、海上保安署、海上交通センター、航空基地、水路観測所などを置いています。

《勢力（令和2年4月1日現在）》

船艇・・・473隻      航空機・・・85機  
航路標識・・・5,163基      定員・・・14,328人（令和2年度末）

## 第五管区海上保安本部の組織・体制

第五管区海上保安本部は大阪、滋賀、奈良、兵庫（日本海側を除く。）和歌山、徳島及び高知各府県の区域並びにその沿岸水域を管轄し、海上における治安の維持、交通安全の確保、海難救助等を実施しています。



職員数 約1,100人   所属船艇 47隻   所属航空機 5機



第五管区海上保安本部



## 職務内容等について

### 〔職務内容〕

第五管区海上保安本部（神戸市中央区）において、国民の皆様の安全・安心を守り抜くため、日々懸命に活動する海上保安官をサポートする仕事を行なっていただきます。

具体的には、主に総務部（総務課、人事課、厚生課、情報通信課）や経理補給部（経理課、補給課）、交通部（航路標識の運用、船舶交通の安全、航路標識の建設等）において、それぞれの部課固有の業務を始め、文書作成・管理、データ入力、調査、施工などの技術系業務を実施していただくこととなります。



### 〔勤務時間・休暇〕

勤務時間：1日につき7時間45分

休 暇：土曜日、日曜日、祝日法による休日、年末年始の休日及び年次休暇、特別休暇等

### 〔給 与〕

基本給、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当等の各種手当、賞与2回

基本給は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」に基づき、採用前までの学歴、経験年数等に応じて決定されます。

## 勤務地について

〔勤務地〕第五管区海上保安本部（神戸第2地方合同庁舎）  
兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

### 〔転勤の有無〕

基本的に、上記勤務地以外の地域への転勤はありませんが、任用状況により例外もあります。

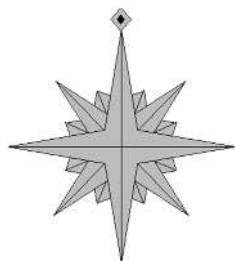
第五管区海上保安本部の中での配置換えはあります。



第五管区海上保安本部

5th REGIONAL COAST GUARD H.O.

## その他（豆知識）



### コンパスマーク

安全な航海の道しるべであるコンパスを図案化したもので、海上の安全を担う海上保安庁のシンボルとして、庁旗などに用います。

### S 字マーク



S 字マークは、海上保安庁の業務である「Security」  
「Search and Rescue」  
「Safety」  
「Survey」とモットーである「Speed、Smart、Smile、Service」のそれぞれの頭文字である、「S」を図案化したもので、巡視船や航空機に紺色で描いています。

### ロゴマーク



ロゴマークは、海上保安庁の英文名称「Japan Coast Guard」の頭文字を、その色は厳しい環境の中で、使命感、正義感に燃えて業務の遂行に当たる海上保安官の焦熱を「赤」で表現したものです。

また、波の形は、海上保安庁の業務に加え、常に変化する国内外の諸情勢も意味し、波の上に JCG を表現することで、海上保安庁が激動を続ける社会情勢や環境の変化を的確に対応し業務を遂行する姿を表現しています。



### 海上保安庁イメージキャラクター

「うみまる」  
「うーみん」



第五管区海上保安本部